♥^{厚生労働省} 佐賀労働局

Press Release

佐賀労働局発表 令和7年10月31日(金) 【照会先】

佐賀労働局労働基準部賃金室 室 長 河野 有美 室長補佐 岩竹健太郎

(電話) 0952(32)7179(直通)

報道機関 各位

中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策にかかる 信用金庫及び信用組合への連携強化の協力要請について

- 1 佐賀労働局長(城 寿克)は、令和7年度の佐賀県最低賃金が令和7年11月21日から時間額1,030円に改定(別添1参照)されることに伴い拡充された、中小企業・小規模事業者への賃上げ支援策の周知・広報に関し、地域の事業者と密接な関係をもつ、県内の信用金庫及び信用組合に伺い、連携強化の協力を要請しました。
- 2 令和7年10月15日(水)から同年10月24日(金)までの間、

佐賀東信用組合(佐賀市)

佐賀西信用組合(鹿島市)

九州ひぜん信用金庫(武雄市)

唐津信用金庫(唐津市)

伊万里信用金庫(伊万里市)

佐賀信用金庫(佐賀市)

佐賀県医師信用組合(佐賀市)

【訪問順】

を訪問し、連携強化に関する要請書(別添2参照)を手交するとともに、特に賃金引き上げ支援策について、事業者への情報提供の協力を要請したものです。

3 厚生労働省では、生産性向上などの経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、賃金引上げに向けた支援策を、次頁(別添3参照)のとおり実施しており、 事業者の皆さまの様々なニーズに応じてご活用いただけます。

各種助成金活用のご相談は、**佐賀働き方改革推進支援センター**(別添4参照)をご利用ください。0120-610-464(平日9:00~17:00)

(1) 業務改善助成金

業務改善助成金は事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、**生産性向上のための設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練等)**を行った中小企業・小規模事業者に、その費用を一部助成するものです。

9月5日から対象事業場を拡充し、また、賃上げ後の申請が可能となりました。 (申請期限11月20日)

業務改善助成金についてのお問い合わせは、「業務改善助成金コールセンター」 0120-366-440(平日9:00~17:00)にお尋ねください。

(2) キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成するものです。

パートタイム労働者など**非正規雇用労働者の賃金引上げが対象**です。

お問い合わせは、<u>佐賀労働局職業安定部 職業対策課 助成金担当(0952-32-7173)</u> にお尋ねください。

(3) 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成するものです。

お問い合わせは、<u>佐賀労働局雇用環境・均等室(0952-32-7218)</u>までお尋ねください。

【佐賀労働局HP】 <u>各種助成金制度について</u> https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_00166.html

ちゃんとチェッワ!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ≥

佐賀県 最低賃金

令和7年 11月21日 3 時間額 1,030 H

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する 特設サイト

最低賃金 特設サイト



最低賃金に関する お問い合わせは 佐賀労働局または 最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局

検 索



賃金引上げに向けた支援策 等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

中小企業事業者 の皆さんへ











働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度 | は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、 働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の 都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

분	低賃金額との比較方法	あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)
82	PL 目 37. fg C V/ LL #X /1 /ム	めるんり貝並と終当する即坦州末り取凶貝並訳と言さ心ル(かよしょ)。(※2)

時間給の方 円 円

日給の方 平均所定 \geq 円 円

月給の方 賃金額 時間 円 円 円

上記 A、B、C が 組み合わさっている方 例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が月給の場合 ● 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す

❷ 各手当(月給)→ 🧲 の計算で時間額を出す

③ ●と❷を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金 など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑥午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金 の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する 「業務改善助成金」を活用しましょう!



業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性を向上 させ「事業場内で最も低い賃金(事業場 内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

業務改善助成金コールセンター

ൽ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金 検索

円

支給の要件



設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

引上げ後の

賃金額の支払い

生産性向上に資する

機器・設備などを導入

\Q

解雇、賃金引下げ等の 不交付事由がない

設備投資等に 要した費用の

一部を助成



概要を動画で

助成金



交付申請書:

事業実施計画などを、

事業場がある都道府県

労働局に提出



交付決定後、 提出した 計画に沿って **事業実施**

実施結果 報告書・ 支給申請書を 労働局に提出



手続きを動画で チェック!



支給まで の流れ











専門家による 無料相談を 実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革 推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター

働き方改革 推進支援 資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の 引上げに取り組む事業者に対して、 設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙^ リサイクルできます。

(R7.9)

佐労発基 1010 第 11 号 令和 7 年 10 月 10 日

(信用金庫・信用組合) 代表者 殿

佐賀労働局長

中小企業・小規模事業者の賃金引上げにあたっての連携強化の要請について

平素より労働行政の推進にご理解とご協力をいただいておりますこと厚く御 礼申し上げます。

さて、令和7年度の佐賀県最低賃金につきましては、別添1のとおり令和7年11月21日から時間額1,030円が適用され、過去最大の上げ幅となり、初めて最低賃金額が1,000円を上回ることとなりました。

昨今の経済情勢の変化に伴い、地域の中小企業・小規模事業者の経営環境は 一層厳しさを増すなか、円滑に賃上げするための環境整備については、当局と しましても特段の配慮が必要と考えているところです。

厚生労働省では、賃金引上げの環境整備のために講じた各種支援施策を、各事業者の皆様がそれぞれの状況に応じた助成金を組み合わせてご利用いただけるように、「賃上げ助成金パッケージ」として周知及び利用の勧奨を行っているところですが、この度の大幅な最低賃金の引上げを受け、別添2のとおり「業務改善助成金」について、令和7年9月5日から対象事業者の適用範囲を拡大するとともに、申請手続きが簡略化される等、より一層利用しやすくなりました。

つきましては、地域の中小企業・小規模事業者とつながりの強い貴殿と協力をさせていただくことで、事業者の皆様がより強固な経営基盤を築き、さらに地域経済の活性化につながるよう、当局との連携を一層強化していただけますようお願い申し上げます。

また、助成金の利用にあたっての個別のご相談等に関しましては、別添3「佐賀働き方改革推進支援センター」もご利用いただけますので、併せてご案内いたします。

地域経済の活性化と円滑な賃上げに向け、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(*) 厚生労働省

佐賀労働局

賃金引き上げの支援策

佐賀労働局は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

事業主の皆さまの様々なニーズに応じて活用いただける助成金をご案内します

業務改善助成金 令和7年9月から制度を拡充!(詳しくは次のページ)

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成します。 中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に 訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金(雇用管理制度·雇用環境整備助成コース)

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

このほか、より高い処遇への労働移動等への支援(4コース)もあります

√ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



相談

助成金の活用のご相談は

佐賀働き方改革推進支援センター(厚生労働省委託事業)

(受託実施機関:全国社会保険労務士会連合会) をご利用ください

電話番号: 0120-610-464 (受付時間 平日 9:00~17:00)



業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。 **中小企業で働く労働者**の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象です。

事業場内最低賃金 の引上げ計画(実施)



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティン グ、人材育成・教育訓練など

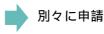


業務改善助成金を支給 (最大600万円)

対象事業者・申請の単位







- **中小企業・小規模事業者**であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- **<拡充>事業場内最低賃金が改定後の佐賀県最低賃金**(1,030円)未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと
- **事業場ごとに申請**すること(事業主単位での申請上限額は600万円)
- <拡充>令和7年9月5日から11月20日までに賃金引上げを実施していれば、賃上げ後の申請が可能

申請期限等	
申請期限	令和7年11月 20日(木)
事業完了期限	令和8年1月31日(土)

助成率

事業場内最低賃金 1,000 円未満	4 / 5
1,000円以上	3 / 4

助成上限額

コース区分	助成上限額
30円コース	3 0 ~ 130 万円
45 円コース	4 5 ~ 1 8 0万円
60円コース	60~300万円
90円コース	90~600万円

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。 なお、 に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

賃金	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未		
要件	満である事業者		
物価 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の 変化等の外的要因により、申請前3か月間 のうち任意の1か月の利益率が前年同月に 比べ3%ポイント 以上低下している事業者		

助成対象経費 (交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません)

助成対象経費	一般 事業者	特例事業者 (のみ)
生産性向上に資する設備投資等	0	0
生産性向上に資する設備投資等のうち、 • 定員 7 人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 • PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	0

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンター までお問い合わせください。

電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

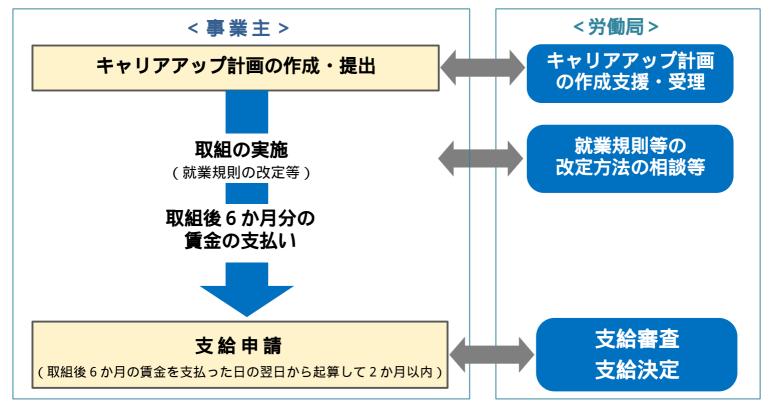
助成額(引き上げた労働者1人当たり)

	中小企業の場合	大企業の場合	
3 %以上4%未満	4万円	2.6万円	
4 % 以上 5 % 未満	5 万円	3.3万円	
5 %以上 6 %未満	6.5万円	4.3万円	
6 %以上	7万円 4.6万円		

「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円) 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円(大企業の場合15万円)

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

賃金規定等改定の実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



お問い合わせ

詳しくは、佐賀労働局職業対策課(助成金担当) までお問い合わせください。

電話番号: 0952-32-7173

パンフレット、申請様式等は厚生労働省ホームページに掲載しています。

キャリアアップ助成金

検索

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

7	ース名	主な成果目標と助成上限額	対象となる取組	助成率		
業種別 建設事業 課題 対応		36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月 60H以下 250 万円 (4事業共通) 新規に年休の計画的付与制度の整備 25 万円	労働時間短縮 や生産性向上に 向けた取組	費用の3/4 を助成		
コース		(4事業共通) 新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整備 25 万円 (4事業共通) 新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・ 11H以上 150 万円 など 合計550 万円	就業規則の作成・変更 労務管理担当者・労働者・労働者の研修を含む) 外部専門家によるコンサルティング	器等の経費 が30万円を		
	自動車運転の 業務					
	る医師 新規	医師の働き方改革推進に関する取組 170万円 新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・ 11H以上 150 万円 など 合計 520 万円				
		新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・ 11H以上 150 万円 など 合計 450 万円				
労働時間短縮·年休促進 支援コース 勤務間インターバル導入 コース		36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減・月 60H以下 150万円 新規に年休の計画的付与制度の整備 25万円 新規に時間単位年休制度の整備及び特別休暇の整 備 25万円 合計 200万円	機器等の導入・ 更新 労働能率の 増進に資する設 備・機器の導			
		新規に9H以上の勤務間インターバル制度を導入・ 11H以上 120 万円 、9~11H 100 万円	入·更新			
ほかに 団体推進コース があります						

賃上げ加算制度あり(団体推進コースを除く)

賃上げした労働者数に応じて、助成金の上限額を加算 (常時使用労働者数が30人以下は加算額が2倍)

3%以上引上げ: 6万円~最大 60万円 5%以上引上げ:24万円~最大240万円 7%以上引上げ:36万円~最大360万円

申請期限等 交付申請期限 : 令和7年11月28日(金)

事業実施期限 : 令和8年1月30日(金)支給申請期限 : 令和8年2月6日(金)

お問い合わせ

ご不明な点は、佐賀労働局 雇用環境・均等室 までお問い合わせください。

電話番号:0952-32-7218





中小企業事業主等の皆様へ

お悩みに寄り添います

- カスハラの 対応をしたい!
- 対応をご説明 しましょうか





- 人手不足を 解消したい!
- 人材育成研修を しませんか



- 残業のない 働き方を知りたい!
- 好事例と法制度を ご案内しましょうか





- 補助金•助成金 を利用したい!
- ご案内





の 社員研修を したい!

資料提供や講師を しましょうか

働き方改革に関する様々な課題に社会保険労務士がお答えします。

佐賀産業保健総合支援センター



佐賀県よろず支援拠点



とも連携!

ご利用 いただける サービス









相談無料

秘密厳守

佐賀働き方改革推進支援センタ



〒840-0843 佐賀市川原町8番7号 平和会館1階



開所時間 平日9:00~17:00 ※F末午始を除く

saga@workstylereform.net

070-3392-5560

令和7年6月5日からの電話・FAX番号

0120-610-464 (R7.6.5~) **0952-20-1541** (R7.6.5~)

受託実施機関 全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士よる無料相談・訪問支援申込票

佐賀働き方改革 推進支援センター宛



FAX: 0952-20-1541 (R7.6.5~)





		申込	日:	年	月 日
会 社 名 事業所名		代表者名			
業種		従業員数	(うち)	非正規雇用労働	名 诸 名)
住 所	〒 -				
担当部署/役職	/	氏 名			
電話番号	() -	FAX 番号	() -	
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)		メールアドレス		@	
相談希望日時	第2希望 月	日 / 時か 日 / 時か 日 / 時か	15	□電話	で調整を希望
相談方法 (どちらかにチェック)	 □会社・事業所へ訪問 □セン 	/ターへ来所 □Z	(OOMな	どによるオ	⁻ ンライン相談
相談内容 (ご希望内容にチェック)	□働き方改革で何から手をつけたらよいか分からない □生産性向上による賃金引上げ □助成金制度の活用 □人材確保・人材育成 □テレワーク・副業・兼業 □長時間労働の是正 □給与体系・賃金制度(評価制度) □有給休暇の取得義務化への対応 □労働時間管理(時間外労働 他) □同一労働同一賃金 □36協定・就業規則見直し □高齢者活用、女性の活躍推進 □外国人の就労・受け入れ □ハラスメント防止対策 □しわ寄せ防止 □働き方改革関連法への対応全般 □仕事と育児・介護の両立支援(くるみん等) □その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。				
この専門家相談を 知ったきっかけ	□労働基準監督署からの紹介 □ □商工会議所・商工会からの紹介 □ □ホームページを見て □		見て □	金融機関か 市町等のそ その他(

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。